

丸亀市電子入札運用基準

1 趣旨

この運用基準は、法令、丸亀市契約規則その他関係規程に定めるもののほか、丸亀市が発注する設計金額が200万円超の建設工事及び測量・建設コンサルタント業務（以下「案件」という。）を、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して発注する場合の手続等について定めるものである。

2 電子入札システムについて

(1) 電子入札システムは、入札（見積り合わせを含む。以下同じ。）に関する手続について、発注案件情報の公表、入札参加申請の受付、入札参加者への通知、入札書の提出、開札、落札者決定、入札結果の公表等の一連の手続をインターネットを利用して電子的に行うものである。

(2) 電子入札の対象案件

案件の発注に当たって(1)による入札（以下「電子入札」という。）で行う旨を指定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、電子入札システムで処理することとし、原則として、紙による申請書（添付書類を除く。）や入札書の提出は認めないものとする。

(3) 電子入札システムの運用時間

電子入札システムの運用時間は、次のとおりとする。ただし、電子入札システムの保守・点検等のため必要が生じた場合は、利用者への事前予告を行うことなく、運用の停止または中断を行うことがある。

運用時間：午前8時から午後10時まで（土・日曜日及び祝日含む。）

3 案件登録

(1) 各受付期間等の設定

開札予定日時は、原則として入札書提出締切日時の翌日（丸亀市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」といいます。）に当たる場合は、その翌日）とする。ただし、案件により異なる場合は、その旨を指名通知書又は告示において通知するものとする。なお、積算内訳書の提出を求める場合における内訳書開封予定日時は、開札予定日において、内容確認に要する時間を勘案して、開札予定日時前に設定する。その他の期間等の日時設定については、各入札方式とも、従来の紙による入札（以下「紙入札」といいます。）における運用に準じて設定する。

(2) 登録事項の変更

登録した案件について市の錯誤等があり入札手続を継続できない場合は、その案件を中止し、新規案件として登録し、再度、募集・入札等を行う。

この場合には、電子入札システムにより手続を中止した旨を通知するとともに、既に申請書等を提出している入札参加者に対しては、電話等の方法による連絡も行うものとする。

(3) 紙入札への切替時の処理

特別の事情により入札手続が継続できないと発注者が判断した場合は、入札を中止し、または紙入札への変更をする。

この場合には、電子入札システムにより、入札手続を中止した旨を通知するものとする。

4 入札参加申請書等の取扱い

(1) 有効な入札参加申請書等

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書等の参加申請書(以下「入札参加申請書」という。)は、原則として、電子入札システムにより入札参加者から入札参加申請書受付締切日時までに提出されたもののみを有効なものとして取り扱う。

(2) 申請添付資料の提出方法

制限付き一般競争入札の場合、入札参加申請書提出の際に添付を求める書類は、紙による書類を提出場所として指定された場所に持参するものとする。

5 工事費内訳書等

(1) 工事費内訳書の提出方法

工事費内訳書は、電子ファイルとして作成し、電子入札システムにより入札書に添付する方法により提出するものとする。

(4) に定める場合及びその他市長が持参による提出を指示した場合を除き、持参による提出は認めない。

(2) 工事費内訳書の作成方法

工事費内訳書は、指定する様式のファイルに入力して作成するものとする。

(3) 技術提案書の提出方法

総合評価競争入札の場合で、技術提案書の提出が必要なときは、入札書の送信時にファイルに技術提案書を添付して送信するものとする。

(4) に定める場合及びその他市長が持参による提出を指示した場合を除き、持参による提出は認めない。

(4) コンピューターウィルス対策について

入札参加者は、コンピューターウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入する等の対策を講ずるものとする。

ウィルス対策用アプリケーションソフトの種類は問いませんが、常に最新のパターンファイルを適用し、工事費内訳書等を提出する前に必ずウィルス感染チェックを行うこととする。

万一、入札参加者から提出された工事費内訳書等がウィルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、ウィルスに感染している旨をその入札参加者に電話等の方法で連絡し、原則として、持参により提出するよう指示するものとする。

(5) 持参の場合の提出方法

工事費内訳書等を持参により提出するよう指示を受けた場合は、内訳書開封予定日時に、開札場所に紙による工事費内訳書等を持参するものとする。

6 辞退

(1) 入札書提出前の辞退

電子入札システムにより入札辞退届を提出することにより、いつでも入札を辞退することができる。

(2) 入札書提出後の辞退

電子入札システムによる入札書提出後の辞退は、原則として認めない。

(3) 入札書未送信かつ連絡のない入札参加者の取扱い

入札書提出締切日時になっても入札書が電子入札システムに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

7 開札

(1) 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後速やかに行う。ただし、紙入札による入札参加者がいる場合には、入札執行責任者の開札宣言後、紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録してから電子入札システムによる入札書の開札を行うものとする。

(2) 開札時の立会い

電子入札案件については、原則として、入札者の立会いは行わない。ただし、紙入札による参加者がいる場合において、立会いを希望する入札者がいるときは、その者を立会させて開札を行うこととする。

(3) くじの実施

落札となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじの方法により落札者を決定する。

(4) 電子くじの方法

入札者は入札時に3桁の「くじ申込番号」を入力するものとし、電子くじを実施する場合は、「くじ申込番号」を基に電子入札システムにより無作為に決定される「くじ番号」によって落札者を決定する。

なお、入札時に「くじ申込番号」の入力が省略された場合は、「000」と入力されたものとみなして、電子入札システムが「くじ番号」を決定する。

(5) 開札が遅延した場合の対応

開札予定日時から落札決定通知書、再入札通知書等の発行までに著しく時間を要する場合には、入札参加者に対し、電子入札システムにより情報提供を行う。

(6) 開札の延期または中止

開札の延期または中止をする場合には、入札参加者に対し、電子入札システムにより開札を延期し、または中止する旨を通知する。

(7) 入札結果の公表について

開札を行った場合は、電子入札システムにより、その結果を入札参加者に通知する。また、入札結果については、丸亀市建設工事等に係る入札結果等の公表に関する要綱（平成17年告示第9号）に基づき閲覧に供するほか、丸亀市ホームページ及び電子入札システムにおいて公表する。

8 再度入札

再度入札は、予定価格を事前公表している案件を除き、1回を限度として実施するものとする。

9 不落随契の不実施

不落随契（落札者がいない場合の随意契約をいいます。）は、原則として実施しないものとする。

10 入札参加者の利用者登録および電子証明書の取扱い

(1) 電子入札システムへの利用者登録

入札参加者が初めて電子入札システムを利用する場合（登録済み事項の変更の場合を含む。）および新たに電子証明書（電子入札システムの利用に必要な I C カード等をいう。以下同じ。）を取得した場合には、電子入札システムに利用者登録を行うものとする。

(2) 電子証明書

電子証明書は、丸亀市に対し入札参加資格審査申請を行い、企業 I D およびパスワードの交付を受けている企業（支店、営業所等が入札参加資格審査申請を行っている場合は、その支店、営業所等）の代表者の名義のものに限る。

(3) 特定建設工事共同企業体における電子証明書の取扱い

特定建設工事共同企業体（以下「特定 J V」という。）は、その代表構成員の代表者が取得し、その代表構成員が単体企業用として電子入札システムに登録した電子証明書を使用して、電子入札を行う。したがって、特定 J V 用としての利用者登録の必要はない。

なお、特定 J V としての応札に当たっては、特定 J V の各構成会社の代表者から代表構成員の代表者に対する入札および見積りに関する権限についての委任がなされている旨の委任状を発注者に提出する必要がある。

(4) 利用者登録についての留意事項

ア 電子証明書の紛失、失効、閉塞または破損があった場合には入札に参加できないので、予備の同一名義人の電子証明書を準備しておくことを推奨する。

イ 「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント業務」のそれぞれの入札に参加する場合には、電子証明書は共用できないので、それぞれに電子証明書の取得が必要である。

(5) 電子証明書の不正使用等の取扱い

入札参加者が電子証明書を不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めない。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないものとする。

＜不正に使用等した場合の例示＞

- ・ 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ・ 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者の電子証明書を使用して入札に参加した場合（発注者の承認を得ている場合を除く。）

11 紙入札での参加を認める基準

(1) 当初から紙入札での参加を認める基準

入札参加者は、電子入札案件については、紙入札を行うことはできない。ただし、入札参加者が電子入札の手続を開始する前において、次のアからエまでのいずれかに該当し、発注者がやむを得ないと認めた場合に限り、紙入札を行うことができる。

ア 企業名または代表者の変更により、電子証明書の再取得の手続中であって、当該手続中であることが証明できる場合

イ ICカードの閉塞、破損、紛失等により、ICカード再取得の手続中であって、当該手続中であることが証明できる場合

ウ 通信機器の不具合（パソコン故障や通信障害）が発生し、入札参加申請または入札等の締切期限までに復旧が見込めない場合において、電子入札システムにICカードが登録されていることが確認できるとき

エ 平成23年4月1日以降に初めてかがわ電子入札システムによる企業ID及びパスワードを発行された企業であって、当該電子入札システムによる入札等の準備が整わない場合において、市長に対し、その理由と電子入札参加可能予定時期を記載した書面を提出したとき

(2) 電子入札から紙入札への変更を認める基準

入札参加者は、電子入札の手続を開始した後、(1) アからウまでのいずれかに該当したことにより、紙入札への変更を求めた場合において、発注者がやむを得ないと認めたときに限り、紙入札を行うことができる。

(3) 紙入札に移行する場合の取扱い

発注者は、(2)の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する業者として登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては電子入札に係る作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱う。

12 システム障害等の取扱い

(1) 入札参加者側の障害の場合

入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告が入札書提出締切日時の24時間前までにあった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査・確認を行うものとする。

調査・確認の結果、すぐに復旧できないと判断され、かつ、次のいずれかに該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書提出締切日時および開札予定日時の変更（延期）を行う。ただし、電子証明書の紛失・破損、パソコンの不具合等の入札参加者の責任による障害であると認められる場合は、時刻の変更（延期）は行わない。

- ・ 天災
- ・ 広域・地域的停電
- ・ プロバイダまたは通信事業者に起因する通信障害
- ・ その他時間延長が妥当であると認められた場合

変更後の開札予定日時を直ちに決定できない場合においては、無期延期とする旨の日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等の方法で対応する。）。この場合においては、そ

の通知書には開札日時決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合に、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等の方法で対応する）。

(2) 電子入札システムまたは丸亀市側の障害の場合

電子入札システムまたは丸亀市側のシステム等に障害が発生し、すべての入札参加者が利用できない場合には、入札書提出締切日時および開札予定日時の変更（延長）を行う。この場合には、電話等の方法により、入札参加者に対しその旨の連絡を行うものとする。

変更後の開札予定日時を直ちに決定できない場合においては、無期延期とする旨の日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等の方法で対応する）。この場合においては、その通知書には開札日時決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合に、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等の方法で対応する）。

なお、電子入札システムが長期にわたり利用できない場合には、紙入札に切り換えるものとし、電話等の方法により、入札参加者に対しその旨の連絡を行うものとする。

附 則

（施行期日）

1. この基準は、平成23年4月1日から適用する。

（経過措置）

2. 平成23年4月1日から平成24年3月31日の間は、経過措置として、設計金額2,000万円以上の建設工事及び設計金額1,000万円以上の建設工事関連業務委託を電子入札案件とする。

附 則 （平成24年2月20日改正）

（施行期日）

1. この基準は、平成24年4月1日から適用する。

（経過措置）

2. 平成24年4月1日から平成25年3月31日の間は、経過措置として、設計金額1,000万円以上の建設工事及び設計金額500万円以上の建設工事関連業務委託を電子入札案件とする。

附 則 （令和7年3月31日改正）

この基準は、令和7年4月1日から適用する。